

評価基準

(1) 第1次審査（書面審査）

- (ア) 企画提案書等を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査（第1次審査）を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、(2)の第2次審査を行うものとする。第1次審査を実施しない場合は、企画提案書等を提出した全事業者を(2)の第2次審査の対象とする。

評価基準（第1次審査）

評価項目	評価のポイント	評価基準	配点
書面審査事項	企業の実績 本事業と類似性の高い業務実績を有しているか。 （最大5件） ①同種業務：水素エネルギーに関する計画・調査等を行った業務 ②類似業務：脱炭素に関する計画・調査等を行った業務（水素以外の脱炭素に資するエネルギーを含む）	① 10点/件 ② 5点/件	50
	管理責任者（技術者）の業務実績 管理責任者（管理技術者）が、本事業と類似性の高い業務実績を有しているか。（最大5件） ①同種業務：水素エネルギーに関する計画・調査等を行った業務 ②類似業務：脱炭素に関する計画・調査等を行った業務（水素以外の脱炭素に資するエネルギーを含む）	① 8点/件 ② 4点/件	40
	業務実施体制 事業を適切かつ効率的に実施できる人員配置（専門家、スタッフ）が用意されているか、管理責任者（管理技術者）の資格により加点する。 ①本業務を円滑に遂行する上で、有用な資格（※）を有している。 ②資格なし ※（例）技術士やRCCMの関連部門・分野等により個別に判断する。 ※資格を取得したことがわかる資料の写しを添付すること。	① 10 ② 0	10
合計			100

※「企業の実績」「管理責任者（技術者）の業務実績」については、実績を証明するもの（テクリスの写し等）を添付すること。

※「企業の実績」について、共同企業体で応募する場合は、代表者（代表企業）の実績とする。

※「業務実施体制」については、取得した資格を証明する資料の写しを添付すること。

評価基準

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

評価基準（第2次審査）

評価項目		評価のポイント	評価基準	配点
書面審査事項	企業の実績	本事業と類似性の高い業務実績を有しているか。 (最大5件) ①同種業務：水素エネルギーに関する計画・調査等を行った業務 ②類似業務：脱炭素に関する計画・調査等を行った業務（水素以外の脱炭素に資するエネルギーを含む）	① 2点/件 ② 1点/件	10
	管理責任者（技術者）の業務実績	管理責任者（管理技術者）が、本事業と類似性の高い業務実績を有しているか。（最大5件） ①同種業務：水素エネルギーに関する計画・調査等を行った業務 ②類似業務：脱炭素に関する計画・調査等を行った業務（水素以外の脱炭素に資するエネルギーを含む）	① 2点/件 ② 1点/件	10
	業務実施体制	事業を適切かつ効率的に実施できる人員配置（専門家、スタッフ）が用意されているか、管理責任者（管理技術者）の資格により加点する。 ①本業務を円滑に遂行する上で、有用な資格（※）を有している。 ②資格なし ※（例）技術士やRCCMの関連部門・分野等により個別に判断する。 ※資格を取得したことがわかる資料の写しを添付すること。	① 10 ② 0	10
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか		10
	実施手順・工程	・業務を確実に実施できるスケジュールとなっているか。 ・業務を効率的・効果的に行えるスケジュールとなっているか		10
特定テーマに関する提案	的確性	テーマに対する着眼点、問題点、解決方法が網羅され地域特性との整合性があるか		20
	実現性	提案内容は、目的を達成し市の関与のあり方の整理につながることが期待できるか。		20
	独創性	提案内容に関連する技術や知見を有する事業者、専門家とのネットワークがあるか。		10
合計				100

※「企業の実績」「管理責任者（技術者）の業務実績」については、実績を証明するもの（テクリスの写し等）を添付すること。

※「企業の実績」について、共同企業体で応募する場合は、代表者（代表企業）の実績とする。

評価基準

※「業務実施体制」については、取得した資格を証明する資料の写しを添付すること。

※特定テーマについては、「プロポーザル方式実施説明書 第2章」を参照のこと。

(3) 提案者の順位の決定及び最低基準点の設定（第2次審査）

(ア) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い候補者を「1点」、次点を「2点」、3位を「3点」、以下同じとし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も低いものを受託候補者とする。

(イ) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

① 評価項目「特定テーマに関する提案-的確性」の点数が高い者を上位とする。

② ①も同点の場合は、評価項目「実施方針-業務理解度」が高い者を上位とする。

(ウ) 最低基準点の設定

最低基準点は、各委員の評価点の平均点60点とする。なお、60点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。